

会津若松市水道事業及び湯川村簡易水道事業統合までの主な経過

年 月 日	内 容
平成 19 年 12 月末	湯川村より内々に水道水供給の打診
平成 20 年 6 月 23 日	会津若松市長及び湯川村長が会談
平成 20 年 9 月 16 日	湯川村議会全員協議会開催
平成 20 年 9 月 25 日	湯川村から文書による給水依頼
平成 20 年 12 月 15 日	市議会建設委員会協議会及び各派代表者会議開催
	会津若松市長及び湯川村長が記者会見
平成 21 年 1 月 21 日	市議会全員協議会開催
平成 21 年 2 月 17 日	基本協定締結
	基本協定実施に関する細目協定締結
平成 21 年 10 月 23 日	湯川村分水（2 工区）配水管接続工事竣工
平成 21 年 11 月 20 日	湯川村分水（1 工区）配水管接続工事竣工
平成 22 年 3 月 24 日	市議会において関連議案議決
	湯川村及び喜多方市より給水区域拡張に係る同意
平成 22 年 3 月 31 日	湯川村簡易水道事業の廃止について福島県知事より許可
	厚生労働大臣に会津若松市水道事業変更認可申請書を提出
	国土交通省大臣に緊急給水の実施届出書を提出
	国土交通大臣に水利使用許可（変更）申請を提出
平成 22 年 4 月 1 日	湯川村へ緊急給水として水道水の供給を開始
平成 23 年 4 月 1 日	水道事業統合（会津若松市水道事業の給水区域を湯川村に拡大）

※ 引継財産

資 産	○固定資産	
	・配水管（約 35 k m）	753,037 千円
	・量水器	11,572 千円
	○流動資産	
	・引継資産	1,965 千円
	・未払金	9,035 千円
負 債	○流動負債	
	・未払金	11,000 千円
資 本	○借入資本金（企業債）	180,779 千円
	○引継資本金	
	（資産 - 負債 - 借入資本金）	583,830 千円



湯 建 第 2 2 8 号
平成 20 年 9 月 25 日

会津若松市長 菅家 一郎 様

湯川村長 大塚 節雄



水道水の供給について（依頼）

当村においては、昭和 4 4 年に簡易水道事業に着手し、昭和 4 6 年より村内全域に給水を開始し現在に至っておりますが、近年は水源である地下水位（浅井戸）の低下や施設の老朽化も進み、将来にわたって住民に安定した給水を続けるためには、新たな取水施設及び浄水施設の整備が必要とされています。

しかしながら、貴水道事業と当簡易水道事業をあわせた広域的な観点からは、当簡易水道事業において新たな取水施設及び浄水施設を整備する場合に比べ、貴水道事業から水道水の供給を受ける手法が費用対効果の点で優るものと考えられます。

貴職におかれましては、当村の現状をご理解、ご賢察のうえ、水道水を供給していただくよう御依頼申し上げます。

記

- 1 供給開始希望日 平成 22 年 1 月 1 日又は平成 22 年 4 月 1 日
- 2 供給条件 今後の協議により決定

会津若松市からの水道水の供給について

当村の水源地は、昭和46年から給水を開始し37年を経過しており、近年地下水位(浅井戸)の低下や、老朽化も進み恒久的な施設とは言い難い状態にあります。新たな水源地の整備が必要になることは避けられない状況であります。

そこで、今後村民に安定した水道水を供給するには、新に水源地を開発して施設を整備するよりも、湯川村の近くまで延びている会津若松市の給水管から給水を受ける方法が得策と考え、会津若松市より給水を受けることを検討してきました。

県、市との検討の結果、将来の事業統合(湯川村が市の給水区域に入ること)を前提として、それまでの間一時的に水道水の供給を受ける「分水」は可能と言う結論に達しました。

現在、会津若松市と協議を進めているところです。

※ 分水：給水区域以外から水道水の供給を受けること。
(市の配水管と村の配水管を繋いで水道水の供給を受ける)

1 分水開始に向けた工事施工

現在、神指町高久まで400mm配水管が布設されており、湯川村の200mm配水管に繋ぐために次の工事施工が必要となる。

施工延長 1,250m (湯川村分：780m 会津若松市分：470m)
概算事業費 約70,000千円

	湯川村分	会津若松市分
工事費	36,500千円	33,500千円
工事概要	配水管布設工 31,000千円 DIPØ200 L=775m 水管橋 5,500千円 SUSØ200 L=5m	配水管布設工 23,300千円 DIPØ200 L=470m 流量計設置工 10,200千円 1箇所
工期	160日間	

※ 測量調査、設計、工事は会津若松市で行う。

2 今後の対応

(1) 事前に合意すべき事項

① 事業費約70,000千円の負担割合(案) 別紙のとおり(行政区域毎)

湯川村	会津若松市	合計
36,500千円	33,500千円	70,000千円

② 湯川村から市へ支払う水道料金と水量(案)

会津若松市の料金単価を用いる。

単価 160円/m³(税込み 168円/m³) + 150mm以上の基本料金 273,525円/月(税込み)

供給水量 1,339 m³/日 (平成19年度 1日最大配水量)

③ 予算計上・供給開始時期(案)

平成21年当初予算に計上 平成21年度工事施工

平成22年1月1日又は平成22年4月1日分水開始

④ 将来的な水道事業の統合

分水は一時的な措置として認められているため、将来的な事業統合が前提とされる。

(統合時期(案) 平成23年4月1日)

⑤ 事業統合までの分水期間は、村の水道の維持管理と会津若松市への支払いがある年で年間44,000千円程度の負担が生じる。

収入	水道使用料	44,000,000円 (126円/m ³)
支出	市への支払い	63,300,000円 (168円/m ³)
	維持管理費等	24,700,000円
	計	88,000,000円

44,000,000円 - 88,000,000円 = △44,000,000円

湯川村への水道水供給について

平成 21 年 3 月 19 日
会津若松市水道部

1 経過

湯川村からの水道水供給要請

平成 20 年 9 月 25 日付けで湯川村長から会津若松市長に文書による水道水供給要請。

・要請理由

湯川村では水源である浅井戸の水位低下や施設の老朽化、さらには原水の pH 値が低く金属類の濃度が高くなる危険があるなどの水質面の不安があることから、将来にわたって安定した給水を確保するために新たな取水施設及び浄水施設の整備が必要とされているが、広域的な観点からは、会津若松市水道事業から水道水の供給を受ける手法が費用対効果の点で優ることから本市からの水道水供給を要請。

・湯川村におけるメリット

会津若松市から安定的に水道水の供給を確保できるとともに、湯川村の整備費用（約 13 億 3 千万円）が節減され、維持管理についても費用と労力の節減が図られます。

仮に湯川村独自で水源の整備を実施した場合は、現行の 120 円/m³の水道料金が、192 円/m³となり、会津若松市の 160 円/m³の水道水によることが有利となります。

会津若松市水道事業 水道料金	160 円/m ³
湯川村の水道料金（現行）	120 円/m ³
湯川村において新たに施設整備をした場合に必要となる料金	192 円/m ³

2 市として水道水供給の判断に至った理由

湯川村からの支援要請に応えることは、地域全体において将来にわたり安全で安定した給水体制を確保するという観点から有意義な施策であり、会津の中核都市としての本市の役割を果たすとともに、会津若松市水道事業の収支バランスを損なうものではなく、水道事業の広域化にも資するものです。

・会津若松市水道事業会計上のメリット

将来にわたる安定した増収が見込まれます。

① 事業統合後の年間増収見込み額 約 60,000 千円

項目	数量	単価	金額
平成 19 年度湯川村年間有収水量	332,717 m ³		57,110,873
給水単価(19 年度会津若松市決算値)		171.65	
消費税及び地方消費税			2,855,544
計			59,966,417

② 湯川村の区域内の水道の維持管理に要するコスト 約 32,000 千円

人件費(1 名分の概算)	7,735 千円
維持管理コスト(減価償却費等を除く)	8,440 千円
起債償還金(元金)	5,841 千円
減価償却費(概算・北会津の管路延長から推計)	7,748 千円
小計	29,764 千円
事業費 85,000 千円の元利償還金	2,297 千円
計	32,061 千円

3 水道水の供給方法

配水管の接続

湯川村は、会津若松市北西部に隣接しており、村の給水区域全体の水量、水圧を適正に確保するために4箇所配水管を接続するものです。 ※ 別紙 施工箇所

会津若松市送水地点	湯川村受水地点	施工延長
神指町大字高久	大字熊ノ目	φ150 L=450m
高野町大字柳川	大字桜町	φ100 L= 20m
河東町代田	大字笈川	φ150 L=850m
河東町福島	大字湊	φ150 L=900m

事業費約 100,000 千円の負担割合(案) ※ 行政区域内の施工延長により按分

会津若松市分	湯川村分	合計
85,000 千円	15,000 千円	100,000 千円

4 課題

(1) 湯川村に平成 22 年度から水道水を供給する理由(湯川村の早期供給要請理由)

- ① 現在、湯川村の水源は浅井戸で塩素滅菌のみで供給しており、**原水の pH 値が低く金属類の濃度が高くなる危険があるなどの水質面の不安があります。**
- ② 井戸の水位が下表のとおり低下傾向にあり、最低水位 2.0m で警戒水位、1.0m を下回ると危険水位であることから、水道水を供給できない危険があります。

年度	最高水位(m)	最低水位(m)	日最大給水量(m ³ /日)
平成 7 年度	4.6	3.2	1,650
平成 8 年度	4.1	2.8	1,590
平成 9 年度	4.0	2.9	1,506
平成 10 年度	4.6	2.2	1,260
平成 11 年度	3.8	2.7	1,460
平成 12 年度	4.3	3.1	1,470
平成 13 年度	4.4	2.8	1,540
平成 14 年度	4.2	2.7	1,450
平成 15 年度	3.7	2.5	1,392
平成 16 年度	3.6	2.2	1,498
平成 17 年度	3.8	1.9	1,519
平成 18 年度	4.2	1.9	1,669
平成 19 年度	3.8	2.5	1,339

(2) 平成 22 年度に給水開始する経緯

現時点から最短で平成 21 年度に配水管を接合する工事を施工し、必要な検査を実施したのちに平成 22 年度に給水を開始するものとして湯川村と会津若松市で協議しています。

(3) 平成 22 年 4 月に事業統合ができない理由

- ① 官庁会計である湯川村簡易水道事業において企業会計に移管する作業をはじめとした作業が必要であり、**過去の施設整備の状況を把握し財産台帳を作成するとともに料金徴収に向けて、電算システムの開発、テスト期間を設ける必要があります。**
- ② 事業統合と同時に会津若松市の料金体系を適用せざるを得ないことから、**住民理解を得ていくための猶予期間が必要であります。**

(4) 平成 22 年度中の水道水供給を水道法に基づくものとする手法（第三者委託、水道水供給事業の認可）の選択について

① 第三者委託

湯川村との接合地点までの水道施設を共同施設とすること又は湯川村への行政財産の使用許可により湯川村の使用権限を設定し、湯川村の水道施設の維持管理について会津若松市が湯川村から第三者委託を受ける手法については、使用権限の設定に関する費用負担及び浄水場の運転管理等に要する費用負担の整理等の解決すべき課題が多く、調整に時間が必要であると考えます。

また、第三者委託期間も 1 年間に限定されます。

② 水道水供給事業の認可

水道法逐条解説によれば「水道水供給事業と水道事業の 2 つを経営することとなるから、それぞれの事業について認可を受けなければならない。この場合、水道水供給事業に係る部分と水道事業に係る部分とが明確に区分されなければならない。」とされており、湯川村との接合地点までの配水管の使用権限について上記①と同じ問題が生じます。

また、認可期間も事業統合までの 1 年間に限定されることから、将来の事業のあり方として認可いただくことになじまないものと考えられます。

(5) 事業統合手法を整理すること。

次の変更認可又は事業の全部譲受届のいずれかの方法によることが必要となりますが、平成 21 年度中に変更認可を受けたうえで平成 22 年 4 月からの給水を開始すべきものと考えます。

① 変更認可

給水区域の拡張、給水人口の増加にあたることから、水道法第 10 条第 1 項の規定に基づき変更認可を受けようとするものです。

②の他の水道事業の全部を譲り受けることに該当する変更となりますが、将来像の変更とあわせて変更認可を受けるものです。

② 事業の全部譲受届（湯川村の水源は譲受け直前に一般会計へ処分し、その後譲受け）
水道法第 10 条第 1 項第 2 号「その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。」に該当するものとし、同条第 3 項によりあらかじめ厚生労働大臣に届け出るものです。

なお、同条第 1 項後段の規定により湯川村の同意が必要となります。

(参考) 会津若松市と湯川村の水道の状況

(1) 事業概要

項目	単位	会津若松市	湯川村	(参考)	(参考)	
				北会津村 (15年度)	河東町(16 年度)	
事業計画 (認可値)	計画給水区域	(km ²)	120.8	16.4	28.2	27.9
	計画給水人口	(人)	122,260	3,640	7,900	12,300
	計画一日最大給水量	(m ³ /日)	91,660	1,740	2,550	6,500
事業概要 (平成19 年度決算 値)	行政区域内人口	(人)	129,167	3,644	7,473	9,525
	給水人口	(人)	120,561	3,483	5,514	9,460
	1日最大給水量	(m ³ /日)	68,719	1,333	918	4,275
	年間総給水量	(m ³)	22,348,372	368,787	264,630	1,084,212
	年間総有収水量	(m ³)	19,939,092	332,717	241,930	856,871

(2) 管路の状況

項目	単位	会津若松市	湯川村	北会津村 (15年度)	河東町(16 年度)	
総管路延長	(m)	721,762	31,055	59,099	98,381	
管路内訳	導水管	(m)	7,802	0	0	0
	送水管	(m)	8,038	0	0	4,790
	配水管	(m)	705,922	31,055	59,099	93,591
現在給水人口1人当たり管路延長	(m)	6.0	8.9	10.7	10.4	
年間給水量1000m ³ 当たり管路延長	(m)	33.1	68.9	223.3	90.7	
管種別管 路延長	鋳鉄管	(m)	31,475	0	0	0
	ダクタイル鋳鉄管	(m)	342,096	1,232	7,774	7,339
	鋼管	(m)	3,004	164	100	397
	石綿セメント管	(m)	5,886	342	0	10,672
	硬質塩化ビニール管	(m)	320,589	29,019	51,225	79,459
	コンクリート管	(m)	0	0	0	0
	その他	(m)	18,712	298	0	514
計	(m)	721,762	31,055	59,099	98,381	
石綿セメント管割合(%)		0.8	1.1	0.0	10.8	

※ 平成18年度 福島県の水道(平成19年3月31日現在)より

(3) 維持管理費の状況

(単位:千円)

項目	会津若松市 (19年度)	湯川村 (19年度)	事業統合 後の湯川 村分経費	北会津村 (15年度)	河東町 (16年度)	
起債残高	129.1 億円	2.2 億円		6.0 億円	21.8 億円	
維持管理コスト (収益的収支)	人件費計 (除 退職給与金)	626,504	15,160	7,735	8,959	44,222
	(人員数)	79 名	2 名	1 名	1 名	5 名
	報酬	6,623	36	36	0	174
	委託料	267,558	1,798	1,798	1,836	13,593
	修繕費	159,189	1,749	1,749	355	3,829
	動力費	31,966	1,960		0	912
	薬品費	21,668	645		70	540
	材料費	30,908	278	278	0	312
	受水費	302,093	0		40,338	0
	工事請負費	2,285	0		0	0
	その他の経費	176,506	1,134	1,134	7,534	18,218
	支払利息	492,108	3,445	3,445	32,026	70,521
	小計	1,490,904	11,045	8,440	82,159	108,099
	維持管理コスト計	2,117,408	26,205	16,175	91,118	152,321
減価償却費	954,591	0	7,748	14,746	103,872	
資産減耗費	94,433	0		0	1,720	
その他(湯川村は電算 等 19 年度のみ経費)	96,517	10,231		320	0	
収益的収支計	3,262,949	36,436	23,923	106,184	257,913	
資本的収支 (湯川村は相 当する支出)	積立金	0	4,634	0	0	
	工事請負費	965,644	2,382	0	67,115	
	企業債償還金	1,550,585	5,841	5,841	22,631	87,475
	その他	100,065	0		14,256	10,771
資本的収支計	2,616,294	12,857	5,841	36,887	165,361	
支出合計	5,879,243	49,293	29,764	143,071	423,274	

※河東町・北会津村の決算中維持管理コストの内訳の欄は税抜き額です。